

外国人技能実習制度のご案内



国際中央人材育成協同組合

International Central Human Resources Development Cooperative

ごあいさつ

当組合は、日本の優れた技術や技能を習得するために、開発途上国から来日した実習生と実習実施者（企業様）の間に立ち、実習前には質の高い日本語指導と正しい日本文化を伝え、円滑な実習の開始をサポートいたします。また実習開始後には、わが国の技能実習制度の理念に基づき、すべての実習生たちが、効果的かつ効率的な技能実習計画の下、安心・安全、心豊かに学べるよう、手厚く対応いたします。



希望に燃えて来日するアジアの国々の若者たちが、将来、母国の経済発展と産業振興のために、大きな活躍ができるよう最大限の支援をいたします。

実習生の受け入れ人数枠

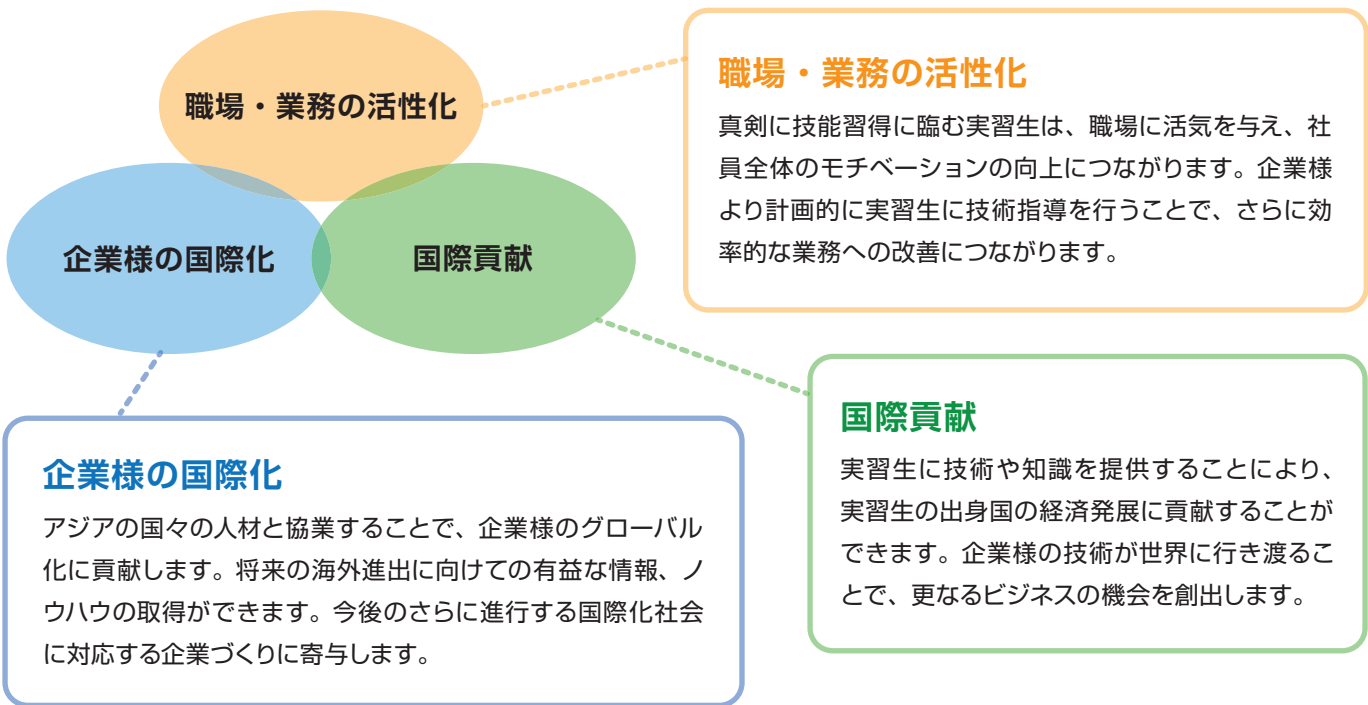
技能実習生の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から、実習実施者（企業様）が受け入れられる技能実習生の人数には上限が設けられています。企業様が優良実習実施者に認定されることによって、受け入れ可能人数は同上限の2倍になります。

申請者の常勤の職員の総数	技能実習生の数
301人以上	申請者の常勤の職員の総数の20分の1
201人以上300人以下	15人 ※(30人)
101人以上200人以下	10人 ※(20人)
51人以上100人以下	6人 ※(12人)
41人以上50人以下	5人 ※(10人)
31人以上40人以下	4人 ※(8人)
30人以下	3人 ※(6人)

※優良実習実施者（企業等）は上記の人数枠の2倍受け入れ可能。



■ 技能実習生の受け入れメリット



■ 国際中央人材育成協同組合の特長

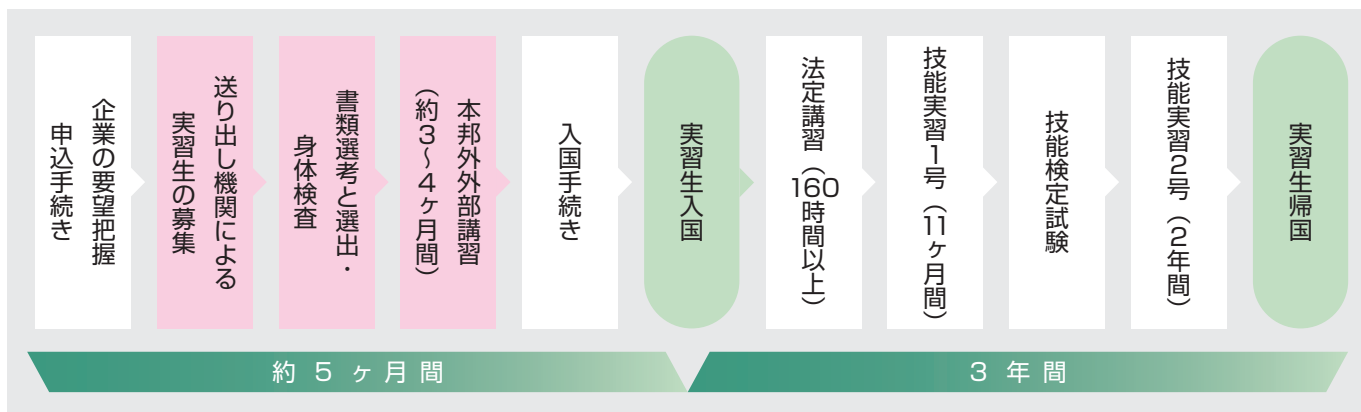
インドネシア現地機関と強固な協力体制

インドネシア送り出し機関には、当組合より効率的な日本語教育に関するカリキュラムを提供。実習生は質の高い日本語トレーニングを受けた後に、入国します。また事前に企業様からのご意向、ご要望を十分にヒアリングの上、現地送り出し機関に、フィードバックいたします。

信頼のサポート体制

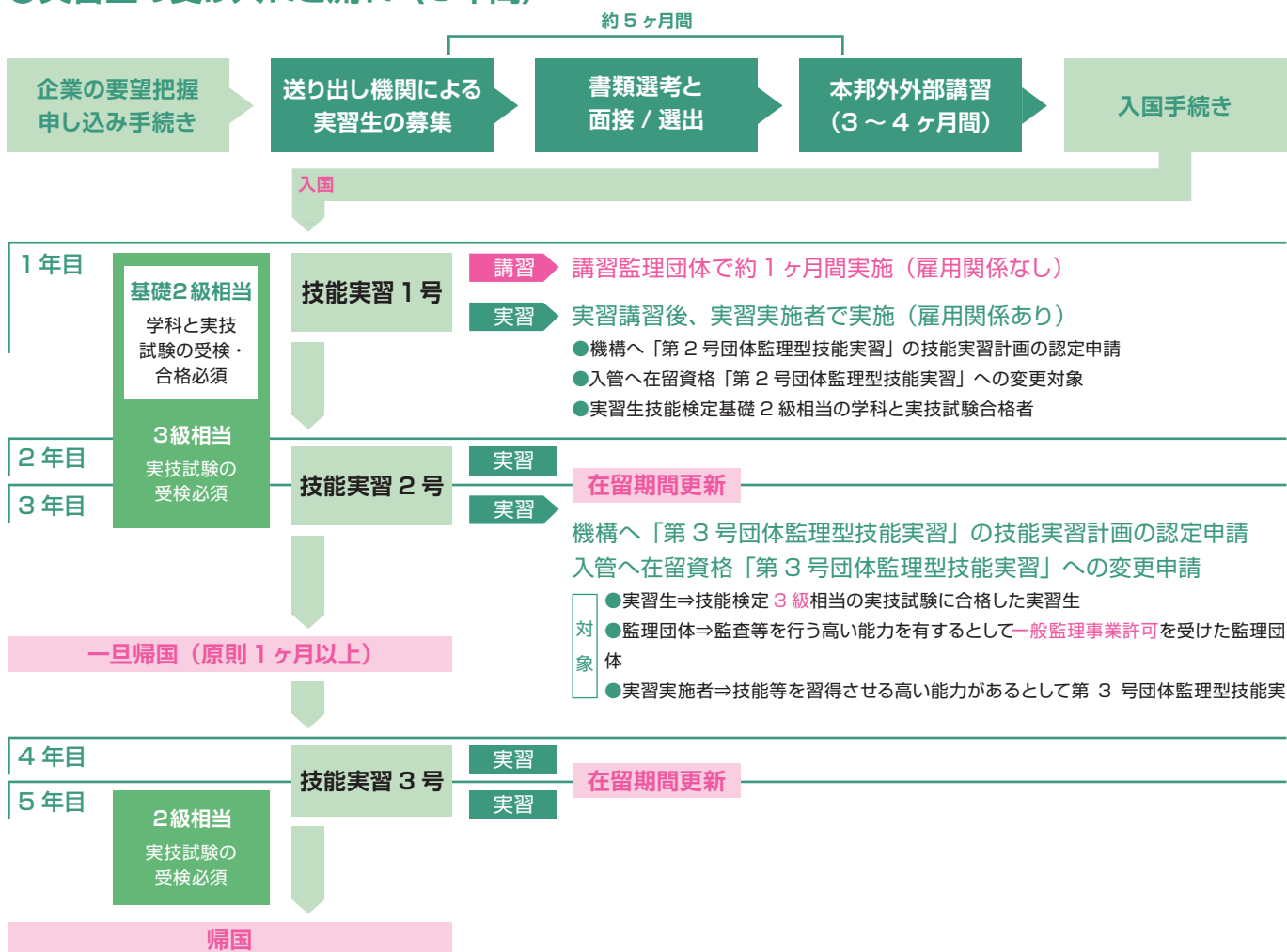
万が一の問題発生時には、担当者がすぐに訪問する万全のサポート体制を構築しております。また、本部にはインドネシア語話者をはじめとした、各語の通訳担当スタッフも在籍しており、企業様、実習生に対し手厚い支援をいたします。

①外国人技能実習生受け入れの流れ〈3年間〉



技能実習は、3年間で構成されます。毎年、実習生を受け入れることにより、2年目以降は、後輩の実習生に対して、大きな力となり、より早い成長が望めます。

②実習生の受け入れと流れ〈5年間〉



注：上記 3年目 に記載している対象 ●実習生 (3級) ●一般監理事業許可団体 ●優良実習実施者のみ技能実習3号 (4年目) へ移行可能。



国際中央人材育成協同組合

International Central Human Resources Development Cooperative

〒350-1123 埼玉県川口市脇田本町 11-10・2F
TEL.049-257-4115 FAX.049-257-5898
E-mail: contact@ichd.or.jp